

中野区障害者グループホーム等基盤整備計画について

障害者の地域における居住の場の確保のため、障害者グループホーム等の整備を障害福祉計画に基づき進めているところである。現在、東京都障害者通所施設等整備費補助事業を活用できるよう協議が行なわれており、東京都の内示があった場合は、民間事業者により、平成 20 年 12 月 1 日に重度身体障害者・知的障害者グループホーム、平成 21 年 1 月 1 日に精神障害者グループホームの開設に向けて改修・整備を行なう予定である。

1. 障害者グループホーム・ケアホーム

- (1) 障害者自立支援法に基づき実施する事業で、知的障害者又は精神障害者が日中は就労又は就労継続支援等の活動をし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、「世話人等」の支援を受けながら生活する居住の場である。
- (2) 東京都の要綱に基づき実施する事業で、重度身体障害者の方が、日中は就労し又は就労継続支援等の活動をし、地域において自立した日常生活を営む上で、世話人の支援を受けながら、生活する居住の場である。
- (3) グループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）等の種類には、支援内容に応じて、以下の 2 つに分類する。

通過型グループホーム

地域で単身生活を目指している方を、支援するグループホーム等で、概ね 3 年間で単身生活へ移行できるよう、個別支援計画等により取り組むグループホームである。

滞在型グループホーム

「通過型グループホーム等」以外のグループホームで、長期間の滞在が可能となる。

2. 整備計画について

事業者名	グループホームの種類	定員	併設事業	所在地
特定非営利活動法人 すばる会	通過型 精神障害者	6 名		大和町 4 - 39 - 7 (旧:高齢者アパート白馬荘)
社会福祉法人 東京コロニー	滞在型 重度身体障害者(1階) 知的障害者(2階)	5 名 4 名	短期入所 2 室 (2階)	江原 3 - 23 - 2 (旧:高齢者アパート高文荘)